

【 交通・情報通信委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案1件及び日本放送協会（NHK）の平成10年度決算であり、いずれも可決・是認した。

また、本委員会付託の請願1種類13件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案は、近年、情報通信技術（IT）の活用により世界的規模で急激かつ大幅に社会経済構造が変化していることを背景に、本年7月に設置された「IT戦略本部」（本部長は内閣総理大臣、構成員はその他の全閣僚。）及び「IT戦略会議」（構成員は民間有識者。）の合同会議等における検討及び議論を踏まえた上で、我が国においてもIT化の推進に向け、迅速かつ重点的に実施すべき諸施策の基本的な枠組みを定めようとするものである。本法律案では、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本理念及び施策の策定に係る基本方針が定められており、また、その基本方針に従い重点計画を作成することを求めている。同時に、重点計画の作成及びその実行の推進等を行うため、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」を設置することを定めている。なお、本法律案は、衆議院において、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本理念に、社会経済構造の変化に伴う新たな課題への適確かつ積極的な対応を加える旨の修正が行われている。

委員会においては、森内閣総理大臣ほか関係大臣等に対し質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、経済・産業委員会と連合審査を行った。委員会における主な質疑の内容は、電子政府の構築に向けた取組、電気通信事業における競争促進政策の在り方、IT化の推進が雇用に与える影響とその対策、IT化の推進における官民の役割分担、デジタル・デバイドの解消策、国民的視点に立ったIT政策の必要性等である。

質疑を終了し、日本共産党を代表して宮本委員より、本法の目的に、我が国の民主主義と文化の発展及び国民生活の向上並びに公共の福祉の増進に資することを加えること等を内容とする修正案が提出された。次いで、討論に入り、日本共産党宮本委員より、原案に反対、修正案に賛成の意見が述べられた。討論を終局し、採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、10項目からなる附帯決議を行った。

日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、NHKの平成10年度決算書類であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、第147回国会の平成12年2月18日に内閣から提出されたものである。

委員会においては、BSデジタル放送普及の課題と対策、青少年の健全育成と放送の在り方、字幕放送の充実に向けた取組、NHKのインターネットによる情報配信等について質疑を行い、全会一致をもって是認すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

10月31日、運輸行政の諸施策について森田運輸大臣から、郵政行政の諸施策について平林郵政大臣からそれぞれ説明を聴取し、11月7日、地上放送デジタル化に係る民放地方局

への財政支援策、地上放送デジタル化のメリットとデメリット、加入者回線網の開放に向けた取組、IT国家戦略の早期策定の必要性、特定郵便局長の任用制度の在り方、JR3社の早期完全民営化、JR東日本の労使問題、整備新幹線の整備促進、自動車メーカーによるクレーム隠し問題、日比谷線脱線事故の原因と事故再発防止策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査を行うことを決定した。
- 運輸行政の諸施策に関する件について森田運輸大臣から、郵政行政の諸施策に関する件について平林郵政大臣からそれぞれ説明を聴いた。

○平成12年11月7日（火）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地上放送デジタル化に係る民放地方局への財政支援策に関する件、地上放送デジタル化のメリットとデメリットに関する件、加入者回線網の開放に向けた取組に関する件、IT国家戦略の早期策定の必要性に関する件、特定郵便局長の任用制度の在り方に関する件、JR3社の早期完全民営化に関する件、JR東日本の労使問題に関する件、整備新幹線の整備促進に関する件、自動車メーカーによるクレーム隠し問題に関する件、日比谷線脱線事故の原因と事故再発防止策に関する件等について平林郵政大臣、森田運輸大臣、佐田郵政政務次官、常田郵政政務次官、泉運輸政務次官、実川運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

交通通信

○平成12年11月10日（金）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について堺屋国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について堺屋国務大臣、平林郵政大臣、釜本労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年11月21日（火）（第5回）

- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について参考人日本電気株式会社代表取締役社長西垣浩司君、岐阜県知事梶原拓君、東京工科大学メディア学部教授清原慶子君及び弁護士・近畿大学産業法律情報研究所講師岡村久道君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月22日（水）（第6回）

- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について
経済・産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した。
-

○平成12年11月27日（月）

交通・情報通信委員会、経済・産業委員会連合審査会（第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について
堺屋国務大臣、平林郵政大臣、平沼通商産業大臣、荒木外務政務次官、伊藤通商産業
政務次官、村田大蔵政務次官、佐田郵政政務次官、海老原総務政務次官、松村文部政
務次官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。
 - 本連合審査会は今回をもって終了した。
-

○平成12年11月28日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について
森内閣総理大臣、堺屋国務大臣、平林郵政大臣、上野内閣官房副長官、海老原総務政
務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第14号）賛成会派 自保、民主、公明、無会
反対会派 共産、社民
なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説
明書について平林郵政大臣、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君及び会計検査院当
局から説明を聴き、平林郵政大臣、佐田郵政政務次官、政府参考人、参考人日本放送
協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事松尾武君、同協会専務理事・技師長中村宏君
及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、是認すべきものと議決した。
（NHK平成10年度決算）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし
- 請願第249号外12件を審査した。
- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定
した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにその推進に必要な体制を整備するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本理念

高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現、経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上、民間主導の原則と適切な官民の役割分担、並びに情報通信技術の利用機会等の格差の是正を基本理念として行われなければならない。

2 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、教育及び学習の振興並びに人材の育成、電子商取引等の促進、行政の情報化、公共分野における情報通信技術の活用、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、研究開発の推進、並びに国際的な協調及び貢献を基本方針としなければならない。

3 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（以下「重点計画」という。）を作成し、及びその実施を推進するため、内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

本部長は内閣総理大臣をもって充て、副本部長は国務大臣を、本部員は本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣並びに高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

4 重点計画の具体的な目標及び達成の期間等

重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定める。本部は、適時に、重点計画の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 その他

この法律は、平成13年1月6日から施行する。

政府は、この法律の施行後3年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、1の基本理念に、社会経済構造の変化に伴う新た

な課題への対応を加える修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 すべての国民が、地理的、身体的、経済的な条件その他の要因に制約されることなく、インターネット等を通じて自由かつ安全に多様な情報や知識を受発信することにより、多様な生き方や価値観を尊重しあうことができる社会の実現に努めること。その際、インターネット等の情報伝達手段としての特性にも十分配慮すること。
- 2 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し地方公共団体が講じる施策について、その実施を阻害する要因を解消し及びその実施を促進するため、必要な支援措置を講じること。
- 3 高度情報通信ネットワーク社会に関する統計等の資料の作成・公表に当たっては、世界最高水準の高度情報通信ネットワーク社会を構成する諸要素に係る指標についても資料を作成し、インターネット等により随時公表すること。
- 4 所得等によってデジタル・デバイドを発生させることのないよう、広く国民がIT革命の果実を享受できるようにするために、高速インターネットサービス市場への新規参入の促進等の競争促進策により、通信料金の国際的に遜色のない水準への一層の低廉化を図ること。
- 5 電子商取引等の促進を図るために必要な措置を講じるに当たっては、消費者の保護に十分配慮すること。
- 6 インターネット等を活用することにより、すべての国民が、行政に対する適確な理解の下に主体的に意見を表明する等の活動が可能となり、もって公正な行政の実現に資するよう、行政の情報化を一層推進すること。
- 7 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保するため、ネットワークの脆弱性の解消、不正アクセスの防止、個人情報の保護等の情報セキュリティ対策を一層強化すること。
- 8 ベンチャー企業などの新規参入を促進し、事業者の自由な経営判断を確保するため、IT分野の規制改革を進めるに当たっては、国際的潮流に劣後することのないよう大幅に見直すとともに、「透明性のあるルール型行政」の確立を図ること。
- 9 IT分野における公正有効な競争を確保するため、引き続き必要な措置を講じること。
- 10 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定及びその実施に当たっては、縦割りや硬直的な対応ではなく、政府として統一的、一体的な取組を進めること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
14	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案	衆	12.10.17	12.11.10	12.11.28 可決 附帯	12.11.29 可決	12.10.24 内閣	12.11.9 修正 附帯	12.11.9 修正
				○12.11.10 参本会議趣旨説明			○12.10.24 衆本会議趣旨説明		

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・NHK決算（1件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	12.2.18 (147回)	12.9.21	12.11.30 議決	12.11.30 議決	12.9.21 逡信	12.11.16 議決	12.11.17 議決
○第147・148・149回国会 未了							